

母子父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和53年勝山市条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	勝山市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	母子父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和53年勝山市条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年勝山市条例第11号)別表第1第1の項 母子父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和53年勝山市条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	母子父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和53年勝山市条例第11号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の(福祉を図る)ことを目的とする。	第1条 この条例は、(母子父子家庭)に係る医療費の一部を助成することにより、その健康の安定と向上を図り、もつて母子父子家庭の(福祉の増進に寄与する)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		母子父子家庭医療費の助成に関する条例 母子父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	母子父子家庭医療費の助成に関する条例第4条第2項 母子父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	母子父子家庭に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ	母子父子家庭医療費の助成に関する条例第5条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ハ	勝山市母子父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1項（様式第2号）
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める利用特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	母子父子家庭医療費の助成に関する条例第4条第2項 母子父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条第2項

②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	受給資格の認定の更新に係る事実についての審査に関する事務
--------	--	------------------------------

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ	母子父子家庭医療費の助成に関する条例第5条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	母子父子家庭医療費の助成に関する条例第4条第2項 母子父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	母子父子家庭に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	母子父子家庭医療費の助成に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年10月31日
独自利用事務の対象者	勝山市に住所を有する母子父子家庭の母、父及び児童であって、かつ、被保険者等であるもの

番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月22日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	